

実質管理人が不在者財産管理人の申立てを行った場合に生じる問題点などについて

元 富士川砂防事務所 用地課 用地係長

現 甲府河川国道事務所 用地第二課 用地係長 林 一智

1. 事業概要

流川は流域面積4.73km²、溪床勾配1／13（施工区間内）の釜無川右支溪流であり、砂防指定地（2条及び6条）が指定されている。

流川の流域内には、多数の人家や重要交通網である国道20号が保全対象として存在しており、多量の流木の流下による下流域での被害を防止するため、流川中流部に於いて、流川下流第三砂防堰堤が平成5年に整備された。令和元年台風関連により、令和2年度に既設堰堤に流木捕捉工を設置する改築工事を行った。

2. 不在者財産管理人制度について

用地取得をするにあたり土地所有者と土地売買契約を行い所有権を国に移す手続きが必要となるが、土地所有者が行方不明となっている場合がある。

そのままでは土地を取得できないため、一般的に取られる手法が不在者財産管理人選任制度を活用することである。

民法25条第1項に「従来の住所又は居所を去った者（以下、不在者という。）がその財産の管理人を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は、検察官の請求によりその財産の処分において必要な処分を命ずることができる。」と規定されており、不在者財産管理人を決めるためには、法的に選任手続きを得る必要がある。

ここで言う利害関係人とは、法的には以下の4者とされている。①不在者の配偶者や相続人（相続が発生した場合に法定相続人となる者を指す）②不在者に対して債権を有する者③不在者の財産を買収しようとする国や地方公共団体④不在者の財産を時効取得したもの。

国は「③不在者の財産を買収しようとする国や地方公共団体」にあてはまる。

3. 紹介事例の背景と人物紹介

今回紹介する事例は、行方不明となった土地所有者（以下W氏という）の兄であるT氏が、W氏が行方不明となる前からW氏所有の事業用地の近隣に居住していて、実際に現地を管理し、W氏の代わりに税金を支払っていた経緯があり、T氏が亡くなったあとは息子Y氏（W氏の甥）が後を引継ぎ、現地の管理を続けていることから、親族一同、Y氏が現地の権利を有していると言う共通認識があった。W氏から正式に財産管理を委任された者は存しないが、現在も実際に現地を管理しているY氏を契約相手とすれば、Y氏からも親族からも同意は得られることが見込めるものの、法的にY氏はW氏の土地を売買する権利はなく、国はY氏を契約の相手方とすることは出来ない。

4. 国が不在者財産管理人の選任申立を行う場合

事業用地の土地名義人W氏が行方不明となっており、契約相手となる者がいないため不在者財産管理人の選任手続きをとる必要があった。国が申立てを行う場合、行方不明者の最後の居住地に存する家庭裁判所に申請して弁護士などが選任され、以後その弁護士などが不在者財産管理人として契約締結に向けての交渉相手となる。国が申請する場合、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権原等に関する法」に基づき、関東地方整備局長から所轄の法務局長に依頼して申請して貰い、法務局から家庭裁判所に選任申立の依頼をして貰うという流れになっている。

5. 実質管理人が不在者財産管理人となる場合

しかし、今回の事例では現地を管理しているY氏が申立人となり、不在者財産管理人となった場合について検討する必要が生じた。それはY氏がその土地の権利を有していると親族一同から認められており、W氏の相続が発生した場合、その土地を相続するのはY氏であると自認していたためである。

地元の甲府家庭裁判所に制度上の話と実務上の手続きについて令和3年8月頃相談に伺った。

以下、甲府家庭裁判所の担当官に相談した結果の回答

①Y氏が不在者財産管理人になることは制度上問題ない。その場合、選任申立の手続きはY氏本人が行うことになる。ただし、実際に家庭裁判所からY氏が認められるかどうかは分からない。申立てを行っても認められないこともありえる。

②仮にY氏が不在者財産管理人となっても、そのままでは、国と土地売買契約は結ぶことは出来ない。管理人の権限はあくまで管理するだけであり、土地の売買は、管理人の本来の権限外となる。そこで、権限外行為の申請を行い、管理人が管理を委任された土地を国と売買契約してよいか伺う手続きをとる必要がある。

6. 実質管理人が不在者財産管理人となる場合に生じる問題点

続けて担当官より、予納金を納める必要が生じる可能性を示唆して来た。

③通常、予納金とは不在者財産管理人に選任される弁護士等への報酬額等に不在者の財産が見合わない家庭裁判所が見なした場合、事前に納めるものと理解されており、Y氏が不在者財産管理人になった場合は、弁護士等への報酬は必要ないので、予納金も必要ないと思われるが、土地の管理費は必要となる。W氏に他に財産がなく、補償額が少額で管理費に見合わない家庭裁判所が判断すれば、予納金を納めることを求めてくるかも知れない。

④W氏の最後の居住地は東京家庭裁判所の管轄となるが、国交省が求める財産が山梨県の土地であり、今回、その土地が主題となるので、いずれ甲府家庭裁判所に移送されることが予想される。予納金の額は一般に20万円から100万円であるが、甲府家庭裁判所は全国の上限額の100万円となる。

⑤不在者財産管理人は、管理費を毎年、一定額請求し、その額の計が補償額に達した時点

で、管理する対象が無くなり、予納金は返金されることになる。

⑥ただし、財産が山林の土地と言うだけなら、管理する手間などないと家庭裁判所が判断すれば、予納金は求められないことも考えられる。

⑦今回予納金を求められないとしても、管理していないのだから、報酬額請求をする権利もないため「管理人として報酬請求はしない」と言う主旨の申出書の提出を管轄の家庭裁判所から求められる可能性がある。

⑧管理人として報酬請求をしない申し出をすると、不在者財産管理人として国と契約することは可能だが、別途、Y氏は行方不明者のW氏の失踪宣告の申立てを行い7年間は国の補償金を取得できない。

分かったことは、結局Y氏が不在者財産管理人となった場合は、予納金を請求されても請求されなくとも、いずれもY氏には負担が生じることであった。

Y氏が予納金を請求される場合はY氏が管理費を請求し、その計が補償額に達すれば予納金は返金されるため、Y氏に損失は生じないようだが、予納金を預けている期間は予納金の額を運用できないと言う点でY氏の損失となる。運用する予定がなくとも納める予納金が少額ならまだしも高額となると不慮の事態に手元資金として必要となった際に即応できないこともありえる。予納金を納めることで、金銭的な損失が生じないとしてもY氏はいったん予納金を預けなければならず、予納金が返金されるまで時間がかかり、それまで納めた予納金を使うことが出来ないという事は、本人にとって大きな負担であろう。

一方、予納金を請求されない場合は、Y氏は管理をする報酬額として補償金額と同額を取得する方法が取れず、失踪宣告を申立て7年間後、W氏が死亡したものと見なされた後、相続の手続きを得てからで無ければY氏は補償金を取得する事が出来ない。いずれもY氏にとって負担と言えるものであろう。

いずれにせよ、問題がある案件として解決困難な状況であると思えた。

7. Y氏の意向確認

この時点でY氏自身が当該事業用地に本人名義の土地を所有しているため、調書の提示などの交渉は続けていた。甲府家庭裁判所で受けた内容を踏まえW氏が不在者財産管理人となる意向について相談した。

Y氏の意向は、「叔父Wの補償額は、平面図から推定できるおよその面積に自分の補償額の単価を乗じれば、自ずとおよその額が分かった。自分が不在者財産管理人になることは補償金を受け取る利益より今後の面倒の方が大きい。選任の件は国にまかせたい。家庭裁判所が選任する弁護士や司法書士の方に管理人になっていただきたい」と言うことであった。

8. Y氏の意向確認を受けて

Y氏が不在者財産管理人の申立てを行い不在者財産管理人となることを選択しなかったため、予納金の問題もY氏が失踪宣告を申立て7年間待って相続の手続きを得た後に当所から補償すると言う問題もなくなった。

本人の意向を先に確認しておけば、何も案じることなく済んだのかも知れないが、Y氏が不在者財産管理人になった場合の問題点が甲府家庭裁判所に相談したから事前に分かり、その点を伝えたから、Y氏は他者が不在者財産管理人になることを選択したとも言える訳で、一概に無駄な事をしたとも言えないであろう。

こうして、不在者財産管理人は国が申立て、家庭裁判所が選任するという方針が決まった。個人からの申立てを想定していた際に懸案であった予納金については、国が申立てることになったため、手当や支払は法務局が行うことになった。

9. その後の現時点までの流れを紹介

年が開け令和4年2月になってから関東地方整備局長から東京法務局長へ申立依頼を行って貰い、その後、6月中旬に東京法務局から東京家庭裁判所に選任申立が行われた。そして10月中旬に入り東京家庭裁判所から事業対象箇所のある山梨県内の甲府家庭裁判所に移送され、不在者財産管理人の選任が決定された通知が甲府地方法務局から届いたのは12月だった。

不在者財産管理人には、事務所所在の市内にある法律事務所に所属する弁護士が選任された。相手方から調書に署名いただいたのが令和5年1月に入り、補償額提示は2月となった。弁護士からの家庭裁判所への権限外行為許可の申請を2月中旬に行い3月6日付けで許可がおり今後は、弁護士を相手に売買契約を締結し、その後、分筆と移転登記を行う予定である。

10. 終わりに

今回の発表は、実質管理人である行方不明者の相続人（相続が発生した場合に法定相続人となる者を指す）が不在者財産管理人になった場合、補償額が少額であると予納金の問題が発生することが分かったので、一事例として紹介した。

予納金を納めることになった場合は、20万円から100万円を納める必要があり、返金されるまで一定期間を要し、その間は納めた予納金は使用できない。予納金を納めない場合は、報酬請求を求めないと言う主旨の申出書を提出し、失踪宣告を申立て7年間の後に相続の手続きを得てからでないと補償金を受け取れないことになる。そのような問題が生じる可能性もあることを一例として紹介したものである。